

会議の開催結果

1 会議の名称	政策条例制定に関するプロジェクト会議
2 会議の開催日時	平成 29 年 9 月 25 日 (月) 13:16~14:12
3 会議の開催場所	市役所 議会棟 3 階 第 1 委員会室
4 出席者名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 井上伸一、土橋勇司、大木 学、新井森夫、井原 隆、小川寿士、小柳嘉文、浜口健司、富田かおり、西沢鈴子、吉田一志、稲川智美、神坂達成、久保美樹、島崎 豊</li> <li>・他事務局職員</li> </ul>
5 欠席者名	なし
6 議題及び公開又は非公開の別	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例素案作成のための意見集約について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路環境や自転車利用環境の整備</li> <li>(2) ヘルメットの着用について (再協議)</li> </ul> </li> <li>・ その他</li> </ul> <p>公開・非公開の別：公開</p>
7 非公開の理由	/
8 傍聴者の数	0 名
9 審議した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例素案作成のための意見集約について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路環境や自転車利用環境の整備</li> <li>(2) ヘルメットの着用について (再協議)</li> </ul> </li> <li>・ その他</li> </ul>
10 問合せ先	議会局 議事調査部 調査法制課 電話：048-829-1758
11 その他	※発言要旨、配布資料は別紙のとおり

(別紙)

平成 29 年 9 月 25 日開催 政策条例制定に関するプロジェクト会議 発言要旨

前回のプロジェクト会議での回答保留分について

9 月 8 日に開催されたプロジェクト会議において島崎委員から質問のあった、自転車横断帯等の道路標示の権限について、事務局から回答した後、質疑応答。

(事務局)

- ・ 自転車横断帯の設置及び管理は、道路交通法に基づき、都道府県公安委員会が行う。
- ・ 市は道路管理者として警察に対し、自転車通行帯等の指定に関する協議を行っているものの、道路管理者から意見を聴取する法的な規定があるわけではない。

(島崎委員)

- ・ **市が独自に、交差点での自転車押し歩きを推奨する標識や看板を設置することはできるのか。**

(井上会長)

- ・ **道路の交通規制や標識設置の権限は公安委員会にあるため、交通規制に関係しない事項であれば市が独自に看板等を設置することはできるのではないか。**

議題 1 条例素案作成のための意見集約について

(1) 道路環境や自転車利用環境の整備

事務局から「道路環境や自転車利用環境の整備」について、協議のポイントの説明があった後、条例案にどのように反映するか協議。

(島崎委員)

- ・ **自転車通行空間の整備に当たって、自転車専用通行帯や車道混在等のいずれの形態で整備するかは、基準があるのか。**

(事務局)

- ・ 国土交通省と警察庁が定めた「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では、自転車専用通行帯と車道混在では要求される幅員が異なり、車道の幅が狭く自転車専用通行帯が整備できない場合、車道混在となっている。

(島崎委員)

- ・道路管理者から警察に対し、自転車通行帯等の指定に関する要望を伝える機会はどのように設定されているのか。

(事務局)

- ・後日回答する。

(島崎委員)

- ・自転車通行空間の整備は、さいたま市だけでなく近隣の自治体との協力・連携が必要である。

(井原委員)

- ・公道や公園等の公共用地に駐輪場を整備する場合、条例で国の規制を緩和することは可能なのか。
- ・民間事業者に駐輪場整備を依頼する場合、条例で固定資産税の減免や補助金の交付を規定することは可能なのか。

(井上会長)

- ・後日回答する。

(久保委員)

- ・自転車だけでなく歩行者も安全に通行できる道路環境の整備について、市の努力規定として条文に入れたい。

(神坂委員)

- ・公共交通機関の駐輪場設置を努力義務として条文に入れたい。

(井原委員)

- ・道路環境の整備については条例ではなく、プロジェクト会議として都市局に提言するという方法もある。

(久保委員)

- ・埼玉県条例にあるような形で道路環境整備に関する規定を条文に入れたい。

(小川委員)

- ・大宮駅周辺では駐輪場を探すのが大変であるが、大宮駅周辺の駐輪場整備について、執行部は「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」推進の中で検討していくと答弁している。議員提案条例で早急な駐輪場の適正配置

の推進について執行部を後押ししていきたい。

(浜口委員)

- ・女性などから夜遅い時間に駐輪場を利用するのは怖いという意見がある。安全に利用できる駐輪場の整備に関する視点が必要である。

(井原委員)

- ・都心部では自転車のピクトグラムだけを表示している道路が見受けられるが、市内では見受けられないのはなぜか。

(事務局)

- ・車道混在の路面表示は法定外表示のため、自治体によって表示方法が異なり、自転車利用者にとって分かりにくくなっていた。「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」において表示方法が統一され、矢羽根型路面表示を設置することとなっている。

(井上会長)

- ・車道混在の矢羽根型路面表示は市の判断で設置できるのか。

(事務局)

- ・警察との協議が必要である。

(土橋委員)

- ・条例に自転車利用環境の整備に関する規定を入れる効果はあるのか。

(井上会長)

- ・条例を制定することで市民に対する意識啓発の効果が期待できる。

(2) ヘルメットの着用について (再協議)

8月24日に開催されたプロジェクト会議での意見内容について事務局から資料の配布があり、条例案にどのように反映するか再協議。

(神坂委員)

- ・高校生に対するヘルメット着用を努力義務とするのであれば、保護者に対する努力義務の規定は不要ではないか。市内の中学生は既に通学時にヘルメットを着用している。

(久保委員)

- ・利用者全体への努力義務が良いのではないか。

(井原委員)

- ・自転車利用者全てを対象とすると、現在の利用状況と大きな離が出てしまう。中高生の学校行事でのヘルメット着用は努力義務が良いと思うが、近所への買い物時のような近距離利用と長距離の利用ではヘルメットの必要性も異なる。

(井上会長)

- ・中高生を努力義務の対象とすることは概ね合意を得られたと思う。
- ・中高生以外の一般利用者まで対象とするかは、次回、各委員の意見を取りまとめたい。

(吉田委員)

- ・市の責務として、ヘルメット着用の啓発を項目に盛り込みたい。

## 議題2 その他

- ・次回のテーマについて、提案委員から趣旨説明。小柳委員より「自転車によるまちづくりを推進する組織の設置」、神坂委員より「SHARE THE ROAD 思いやる観点」及び「災害時の活用」、島崎委員より「スポーツとしての自転車の観点」について説明。
- ・今後検討したいテーマとして、小柳委員が「自転車の利用促進」、吉田委員が「利用者の利便性向上」、神坂委員が「放置自転車を活用した国際貢献」を提案。
- ・次回 10月2日(月)